

○貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて

(平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 74 号、国自貨第 78 号、国自整第 68 号)

改 正	現 行
制 定 平成 21 年 9 月 29 日 国自安第 74 号 国自貨第 78 号 国自整第 68 号 一部改正 平成 22 年 12 月 15 日 一部改正 平成 25 年 9 月 17 日 一部改正 令和元年 10 月 31 日 <u>一部改正 令和 5 年 3 月 28 日</u>	制 定 平成 21 年 9 月 29 日 国自安第 74 号 国自貨第 78 号 国自整第 68 号 一部改正 平成 22 年 12 月 15 日 一部改正 平成 25 年 9 月 17 日 一部改正 令和元年 10 月 31 日
各地方運輸局(関東・近畿圏)自動車交通部長 殿 (関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長	各地方運輸局(関東・近畿圏)自動車交通部長 殿 (関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長
貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて
1～6 (略)	1～6 (略)
7 局長通達 7 行政処分等又は命令の公表関係 (1) 本省自動車局及び地方運輸局は、 <u>行政処分等又は命令を行った場合は、当該行政処分等又は命令について、次に掲げる事項を公表するものとする。</u>	7 局長通達 7 行政処分等又は命令の公表関係 (1) 本省自動車局及び地方運輸局は、 <u>行政処分等(勧告を除く。以下同じ。)</u> 又は命令を行った場合は、当該行政処分等又は命令について、次に掲げる事項を公表するものとする。
①～⑦ (略)	①～⑦ (略)

(2)、(3) (略)

(4) ホームページの掲載は、掲載を行った月から5年間継続して行うものとする。

(5)、(6) (略)

8 (略)

附 則 (令和5年3月28日 国自安第153号、国自貨第178号、国自整第271号 一部改正)

1 この通達は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日より前に行われた行政処分等であって、ホームページへの掲載を行った月(文書による勧告にあっては、当該勧告を行った月の翌月)から起算して5年を経過していない事案についても、7の規定を適用し、ホームページへの掲載を行った月(文書による勧告にあっては、当該勧告を行った月の翌月)から起算して5年を経過するまではホームページへの掲載を行うものとする。

(2)、(3) (略)

(4) ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

(5)、(6) (略)

8 (略)

附 則 (新設)